



宮 崎 県 公 報

平成31年1月24日(木曜日) 第 3066 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい福祉課) 1
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧(循環社会推進課) 1

頁

- 保安林の指定予定の通知(4件) (自然環境課) 2
- 土地収用法に基づく事業の認定(用地対策課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定(2件) (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定(2件) (") 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(6件) (商工政策課) 7

告 示

宮崎県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
伊達クリニック	都城市牟田町28街区7号	平成30年9月30日
川南調剤薬局	児湯郡川南町大字川南13681番地5	平成30年11月23日
竹尾訪問歯科診療所	延岡市出北1丁目7番23号	平成30年11月30日

宮崎県告示第38号

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510201389	ヘルパーステーションてのひら	都城市鷹尾2丁目1番5	合同会社てのひら	都城市鷹尾2丁目1番5	平成31年1月23日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県告示第40号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊達クリニック	都城市牟田町28街区7号	平成30年10月1日
みらいデンタルクリニック	延岡市出北4丁目2432番地1	平成30年12月1日

宮崎県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

に、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
県北産廃事業協同組合 代表理事 山口久一
日向市大字幸脇 653番地
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所

日向市大字幸脇字東境川 639番2の一部、639番3の一部、639番14の一部、639番15の一部、639番43の一部、639番乙の1の一部、639番乙の2、639番丙の一部、639番40の一部、640番1の一部、640番2、642番、643番、644番、645番、646番1、646番2、647番、648番、649番、650番、651番、652番、653番、654番イ、655番の一部

日向市大字幸脇字井良津 669番イ、669番ロ、669番乙の一部、670番の一部、671番イ、671番ロ、672番1の一部、672番7の一部、672番11の一部、672番64の一部、672番65の一部、672番66の一部、672番67の一部、707番、708番、709番、710番、711番、712番の一部、713番、714番、715番、716番、716番1、716番2、717番1の一部、721番の一部、726番22の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類の

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにゴムくず

5 申請年月日

平成30年10月25日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県日向保健所及び日向市環境政策課

(2) 期間

平成31年1月24日（木曜日）から平成31年2月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

平成31年1月24日（木曜日）から平成31年3月11日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字大丸東3136-16（次の図に示す部分に限る。）、3068-2から3068-5まで、3068-36、3068-38、3068-40、3081-17、3081-18、3136-1、3136-2、字大丸3044-1、3054-7
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字小田3291-1、字外才谷3331-2、3331-4、3339、3340-2、3354、字荒田川3661-3、3661-5、3661-6、3667-1、3667-4、3667-5、3667-8、3667-9、3667-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1791-5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字柳ヶ谷乙1791-5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第44号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋之迫5214-13

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第45号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称

日之影町

- 2 事業の種類

道の駅青雲橋周辺施設整備事業

- 3 起業地

- (1) 収用の部分

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字下尾村地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

道の駅青雲橋周辺施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

日之影町は、平成26年度に策定した「第5次日之影町長期総合計画」において「地域資源を生かした産業の振興」を掲げ、

農林業や観光の振興を進めている。本件事業により整備される「道の駅青雲橋」はその拠点施設に位置付けられ、地方創生拠点整備交付金の交付も受けるなど、既に事業遂行に必要な予算が計上されている。また、平成31年度以降も事業遂行に必要な予算が確保される見込みであり、起業者が本件事業を行う十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

- ① 本件事業の施行により得られる公共の利益について

日之影町では、人口減少と高齢化が急速に進行している。また、主要産業である農林業の生産額の低下も進んでいる。このように、高齢化と担い手不足が産業の低迷にも拍車をかけている状況を放置すれば、同町の活力はますます失われ、社会的、経済的に公共の不利益となることが懸念される。

本件事業は、同町で最も集客力が高く、町の自然景観を象徴する「道の駅青雲橋」を拠点施設と位置づけ、老朽化した現施設を取り壊して、新たに木造2階建の建物を建築するものである。本件事業が完成すれば、眺望や環境の良さを情報として発信し、観光資源を積極的にアピールして観光の振興を行うほか、アンテナショップとして地場産品や質の高い食を提供することにより、農林業の活性化にも寄与するものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

- ② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、平坦地のほとんどが現施設の範囲であり、東側斜面部分も立木を管理するのみで地形の変質等は伴わないため、本件事業の施行に伴う近隣住民の生活環境や大気環境等への影響は軽微であると予測されている。

また、起業地に希少動物の生息は認められず、比較的近い山林において準絶滅危惧種が確認されているものの、同種は、周辺に広く分布しており、本件事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、自然環境に与える影響も軽微であると予測されている。

なお、起業地には、文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等も存在しない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ③ 代替案の検討について

起業地の選定に当たっては、青雲橋に隣接した現施設周辺を含む範囲のうち、3箇所の候補地について、工事期間中の道の駅の営業継続の可否、青雲橋の眺望、国道からの視認性の社会的条件、工事施工の難易度、経済性等について総合的に比較した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

- ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

- ① 事業を早期に施行する必要性

(3)の①で述べたように、主要産業である農林業の生産額の低下など高齢化と担い手不足が産業の低迷にも拍車をかけている状況を放置すれば、日之影町の活力はますます失われることとなり、早急な経済振興策が望まれている。

また、本件事業は、「森林セラピー基地」認定や「世界農業遺産」認定、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」登録を機に、その地域資源を生かして疲弊した地域経済の再生を図るものであり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

日之影町役場地域振興課

宮崎県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	葛葉北谷川	10-427-2-036	土石流
	葛葉北谷川 -新①	10-427-2-036 -新①	土石流
	松葉谷川	10-427-2-037	土石流
	松葉谷川- 新①	10-427-2-037 -新①	土石流
	鏡之谷川	10-427-2-035	土石流
	鏡之谷川- 新①	10-427-2-035 -新①	土石流
	葛葉中谷川	10-427-2-034	土石流

葛葉中谷川 -新①	10-427-2-034 -新①	土石流
葛葉南谷川	10-427-2-033	土石流
タメノクボ 谷川	10-427-2-032	土石流
タメノクボ 谷川-新①	10-427-2-032 -新①	土石流
刈鉢谷川	10-427-1-044	土石流
松瀬 1	II-1-7840	急傾斜地の崩壊
柿園	II-1-7888	急傾斜地の崩壊
松瀬	I-1-1700	急傾斜地の崩壊
松瀬 2	II-1-7841	急傾斜地の崩壊
松瀬 3	II-1-7842	急傾斜地の崩壊
松瀬 4	II-1-7843	急傾斜地の崩壊
鏡-1-新 ①	II-1-7894-新①	急傾斜地の崩壊
鏡	II-1-1757	急傾斜地の崩壊
鏡-新①	II-1-1757-新①	急傾斜地の崩壊
葛葉	I-1-1711	急傾斜地の崩壊
葛葉-新①	I-1-1711-新①	急傾斜地の崩壊
葛葉-新②	I-1-1711-新②	急傾斜地の崩壊
伊掛-1	I-1-3711	急傾斜地の崩壊
伊掛-2	I-1-7887	急傾斜地の崩壊
尾平	I-1-7839	急傾斜地の崩壊
市棚	I-1-1731	急傾斜地の崩壊
刈鉢	I-1-1729	急傾斜地の崩壊
惣別当-2	II-1-7837	急傾斜地の崩壊
惣別当-3	II-1-7838	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	櫛の窪沢	10-427-1-026	土石流
	井出ノ谷	10-427-1-027	土石流
	糸平谷川	10-427-1-028	土石流
	黒内谷川	10-427-1-029	土石流
	黒内谷川- 新①	10-427-1-029- 新①	土石流
	大 沢	10-427-1-030	土石流
	小 谷 川	10-427-2-021	土石流
	仁田ノ内谷 川	10-427-2-022	土石流
	谷後山谷川	10-427-2-024	土石流
	小原谷川	10-427-2-025	土石流
	大向谷川	10-427-2-026	土石流
	上 赤	I-1-1730	急傾斜地の崩壊
	上赤-新①	I-1-1730-新①	急傾斜地の崩壊
	大 向	I-1-1761	急傾斜地の崩壊
	下 赤	I-2-0085	急傾斜地の崩壊
	下 赤 後	II-1-1718	急傾斜地の崩壊
	谷 後 山	II-1-7793	急傾斜地の崩壊
	谷後山-新 ①	II-1-7793-新①	急傾斜地の崩壊
	谷後山-新 ②	II-1-7793-新②	急傾斜地の崩壊

黒内-1	II-1-7797	急傾斜地の崩壊
黒内-1- 新①	II-1-7797-新①	急傾斜地の崩壊
黒内-1- 新②	II-1-7797-新②	急傾斜地の崩壊
黒内-1- 新③	II-1-7797-新③	急傾斜地の崩壊
黒内-1- 新④	II-1-7797-新④	急傾斜地の崩壊
仁田ノ内- 1	II-1-7799	急傾斜地の崩壊
仁田ノ内- 3	II-1-7801	急傾斜地の崩壊
仁田ノ内- 3-新①	II-1-7801-新①	急傾斜地の崩壊
長 谷 山	II-1-7802	急傾斜地の崩壊
屋形水流	II-1-7877	急傾斜地の崩壊
屋形水流- 新①	II-1-7877-新①	急傾斜地の崩壊
小原-1	II-1-7889	急傾斜地の崩壊
小原-2	II-1-7890	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	葛葉北谷川	10-427-2-036	土石流
	葛葉北谷川- 新①	10-427-2-036- 新①	土石流

松葉谷川	10-427-2-037	土 石 流
鏡之谷川	10-427-2-035	土 石 流
鏡之谷川-新①	10-427-2-035-新①	土 石 流
葛葉中谷川	10-427-2-034	土 石 流
葛葉中谷川-新①	10-427-2-034-新①	土 石 流
葛葉南谷川	10-427-2-033	土 石 流
タメノクボ谷川-新①	10-427-2-032-新①	土 石 流
松 瀬 1	II-1-7840	急傾斜地の崩壊
柿 園	II-1-7888	急傾斜地の崩壊
松 瀬	I-1-1700	急傾斜地の崩壊
松 瀬 2	II-1-7841	急傾斜地の崩壊
松 瀬 3	II-1-7842	急傾斜地の崩壊
松 瀬 4	II-1-7843	急傾斜地の崩壊
鏡-1-新①	II-1-7894-新①	急傾斜地の崩壊
鏡	II-1-1757	急傾斜地の崩壊
鏡-新①	II-1-1757-新①	急傾斜地の崩壊
葛 葉	I-1-1711	急傾斜地の崩壊
葛葉-新①	I-1-1711-新①	急傾斜地の崩壊
葛葉-新②	I-1-1711-新②	急傾斜地の崩壊
伊掛-1	I-1-3711	急傾斜地の崩壊
伊掛-2	I-1-7887	急傾斜地の崩壊
尾 平	I-1-7839	急傾斜地の崩壊
市 棚	I-1-1731	急傾斜地の崩壊
刈 鉢	I-1-1729	急傾斜地の崩壊
惣別当-2	II-1-7837	急傾斜地の崩壊

惣別当-3	II-1-7838	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	樺の窪沢	10-427-1-026	土 石 流
	井出ノ谷	10-427-1-027	土 石 流
	糸平谷川	10-427-1-028	土 石 流
	黒内谷川	10-427-1-029	土 石 流
	黒内谷川-新①	10-427-1-029-新①	土 石 流
	大 沢	10-427-1-030	土 石 流
	仁田ノ内谷川	10-427-2-022	土 石 流
	谷後山谷川	10-427-2-024	土 石 流
	小原谷川	10-427-2-025	土 石 流
	上 赤	I-1-1730	急傾斜地の崩壊
	上赤-新①	I-1-1730-新①	急傾斜地の崩壊
	大 向	I-1-1761	急傾斜地の崩壊
	下 赤	I-2-0085	急傾斜地の崩壊
	下 赤 後	II-1-1718	急傾斜地の崩壊
	谷 後 山	II-1-7793	急傾斜地の崩壊
	谷後山-新①	II-1-7793-新①	急傾斜地の崩壊

谷後山-新②	II-1-7793-新②	急傾斜地の崩壊	の氏名の変更 平成30年9月6日
黒内-1	II-1-7797	急傾斜地の崩壊	3 意見の概要 意見なし
黒内-1-新①	II-1-7797-新①	急傾斜地の崩壊	4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
黒内-1-新②	II-1-7797-新②	急傾斜地の崩壊	(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで
黒内-1-新③	II-1-7797-新③	急傾斜地の崩壊	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成31年1月24日 宮崎県知事 河野俊嗣
黒内-1-新④	II-1-7797-新④	急傾斜地の崩壊	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー小松台店 宮崎市小松台南町13番地1
仁田ノ内-1	II-1-7799	急傾斜地の崩壊	2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日
仁田ノ内-3	II-1-7801	急傾斜地の崩壊	3 意見の概要 意見なし
仁田ノ内-3-新①	II-1-7801-新①	急傾斜地の崩壊	4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
長谷山	II-1-7802	急傾斜地の崩壊	(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで
屋形水流	II-1-7877	急傾斜地の崩壊	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成31年1月24日 宮崎県知事 河野俊嗣
屋形水流-新①	II-1-7877-新①	急傾斜地の崩壊	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー桜町店 宮崎市花ヶ島町桜町1429-1外
小原-1	II-1-7889	急傾斜地の崩壊	2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日
小原-2	II-1-7890	急傾斜地の崩壊	3 意見の概要 意見なし

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)
第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー赤江店

宮崎市大字田吉字赤江 141番6号 外14筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

<p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成31年1月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー花山手店 宮崎市花山手東三丁目22番地</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成31年1月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー佐土原店 宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p>	<p>事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成31年1月24日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グランド錦町 宮崎市錦町38番1 外1筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年9月6日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年1月24日から平成31年2月25日まで</p>
--	--